



商工かるまい 簡易版



令和7年11月 発行

経営計画策定 個別相談会について

安定した経営を継続的に行うには、事業所の「強み」をしっかりと把握し、最大限に活かしていくことが大切です。そして販路開拓や商品パッケージの考案、集客力を高める設備投資などに活用が可能な「小規模事業者持続化補助金」や「省力化投資補助金」への準備はいかがでしょうか？

また、補助金活用以外にも、企業があるべき姿を見い出すためにも事業計画書策定は非常に有効的です。

商工会では、以下のとおり経営計画策定個別指導会を開催いたしますので、ご参加をお待ちしております。ご希望の方は、お電話などでお気軽にご連絡願います。

○開催日時：令和7年11月19日(水)

午前10時～午後5時の中で、2時間程度

○開催場所：軽米町商工会

○講師紹介：中小企業診断士 伊藤 真一 氏(岩手県商工会連合会エキスパート登録専門家)

○開催内容：1企業あたり120分(質疑等も含みます)

① 10:00～12:00、②13:00～15:00、③15:00～17:00

最低賃金 時間額 1, 031 円

岩手県の最低賃金が令和7年12月1日より改定され、「時間額1,031円」となります。

すべての使用者(企業、事業主)は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む)に最低賃金額以上の支払となります。

最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等を含みません。

① 時間給制の場合：時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

② 日給制の場合：日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

③ 月給制の場合：月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

【例：基本給16万円、1日の労働時間8時間、年間労働日数250日】

$(16 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月}) \div (250 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) = 1,031 \text{ 円} \geq \text{最低賃金額}$

業務改善助成金について

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

助成上限額や助成率は賃上げ額や賃上げ対象人数によって分かれているため、詳しくは別添のチラシをご覧ください。

最低賃金も1,031円に改定されるため、業務改善助成金などを利用し雇用の維持や事業継続に役立ててください。

小規模事業者持続化補助金について

商工会では、経営の見直しを行い、持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取り組みに対する支援を行っています。その代表的な補助金が「持続化補助金」です。

小規模事業者持続化補助金の目的は、「持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する」となっています。

この「販路拡大」「生産性向上」というワードに該当する補助対象経費として、以下の項目が認められています。

機 械 装 置 等 費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
広 報 費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等
展 示 会 等 出 展 費	展示会・商談会の出展料等
旅 費	販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費
開 発 費	新商品の試作品開発等に伴う経費
資 料 購 入 費	補助事業に関連する資料・図書等
設 備 処 分 費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等

雑役務費、借料、機器・設備のリース・レンタル料、委託・外注費が他にも対象となる予定です。

- 申請受付開始 : 2025年10月 3日(金)
- **申請受付締切 : 2025年11月28日(金)**
- 補 助 上 限 : 50万円
- 補 助 率 : 2/3
- 電子申請のみの対応のため、G ビズ ID の取得をお願いします。

マイナ保険証へ完全移行

令和7年12月1日をもって、紙の健康保険証は完全に廃止され、以降はマイナ保険証あるいは資格確認書のいずれかで医療機関を受診することになります。

社員や従業員の人事担当者は、新規申請・喪失申請・変更申請・扶養者申請などの手続きはこれまでと変わらず行いますが、プラスチック版保険証は手元に届かず、各社員や従業員によりマイナンバーカードと紐づけをする必要があります。

なお、マイナンバーカードの未取得者や掛かりつけ病院でマイナ保険証が利用できない等の場合も想定し、「確認資格証」が対象者には配布されています。

年末調整の改正点

令和7年分の年末調整では、主に4つの重要な変更が予定されています。

①基礎控除の見直し、②給与所得控除の見直し、③特定親族特別控除の創設、④扶養親族等の所得要件の改正です。

①基礎控除は最高額 48 万円から、58 万円～95 万円に引き上げられます。

②給与所得控除の最低保証 55 万円から 65 万円に引き上げられます。

③特定親族特別控除が新たに加わります。所得者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族で 3 万円から 63 万円の控除となります。

④扶養親族の必要経費が 55 万円から 65 万円に引き上げられます。

なお、詳細は国税庁ホームページや別添チラシ、商工会へお問い合わせください。